

別紙

## 条 件

- 1 開設計画に沿って、周波数の割当てを受けずに電気通信事業を行う者（MVNO）に対し電気通信役務の提供を適正に行うこと。
- 2 キャリアアグリゲーション技術の導入など今後の利用方策が示された周波数帯域に関して、実施状況を四半期ごとに総務省に報告すること。なお、当該実施状況の確認の結果については、総務省のウェブサイトにて公表する。

以上